

# 電波監理審議会（第1149回）議事録

## 1 日時

令和7年11月28日（金）15：00～16：00

## 2 場所

総務省会議室（10階1001会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、  
矢嶋 雅子

### (2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

### (3) 総務省

（情報流通常行政局）

豊嶋 基暢（情報流通常行政局長）、近藤 玲子（大臣官房審議官）、  
井田 俊輔（総務課長）、佐伯 宜昭（放送政策課長）、  
西村 邦太（放送政策課企画官）、根本 朋生（放送技術課長）、  
坂入 倫之（放送業務課長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、  
飯倉 主税（総務課長）、小川 裕之（電波政策課長）、  
五十嵐 大和（移動通信課長）、佐藤 輝彦（移動通信企画官）

### (4) 幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）  
柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

#### 4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項（情報流通行政局・総合通信基盤局）	
① 日本放送協会におけるラジオ第2放送を行う特定地上基幹放送局の廃止の認可（諮問第28号）	1
② 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び基幹放送普及計画の一部を変更する告示案（日本放送協会のラジオ放送の再編に伴う規定の整備）（諮問第29号）	1
③ 無線設備規則等の一部を改正する省令案（4.3GHz帯鉄道用無線通信システムに係る制度整備）（諮問第30号）	10
(3) 報告事項（総合通信基盤局・有効利用評価部会）	
① 周波数再編アクションプラン（令和7年度版）	17
② 令和7年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果	25
③ 有効利用評価部会の活動状況	25
(4) 閉 会	27

# 開 会

○ 笹瀬会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の議題は、御手元の資料のとおり諮問事項が3件、報告事項が3件となっております。

## 諮問事項（情報流通常行政局）

(1) 日本放送協会におけるラジオ第2放送を行う特定地上基幹放送局の廃止の認可（諮問第28号）

(2) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び基幹放送普及計画の一部を変更する告示案（日本放送協会のラジオ放送の再編に伴う規定の整備）（諮問第29号）

○ 笹瀬会長 それでは、早速議事を開始いたします。

まず、諮問第28号「日本放送協会におけるラジオ第2放送を行う特定地上基幹放送局の廃止の認可」及び諮問第29号「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び基幹放送普及計画の一部を変更する告示案（日本放送協会のラジオ放送の再編に伴う規定の整備）」の2件について、坂入放送業務課長、根本放送技術課長及び西村放送政策課企画官より御説明をよろしくお願いいたします。

○ 坂入放送業務課長 放送業務課長の坂入でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうからは諮問第28号について御説明をさせていただきま

す。 諸問第28号説明資料の3ページをお開きください。

NHKにおけるラジオ再編の概要でございます。日本放送協会は現在、電波法に基づく特定地上基幹放送局の免許を受け、音声波については、「ラジオ第1」、「ラジオ第2」及び「FM」の3波を放送しておりますが、「NHK経営計画」の中で、事業支出改革の一環として、限られた経営資源を質の高いコンテンツに集中させるため、令和8年3月末にAM、FMの2波に再編することを示しており、「ラジオ第2」の放送を終了することを予定しております。

イメージは、中ほどの図のとおりでございます。なお、ラジオ第2放送を行う特定地上基幹放送局の廃止をしようとする時期は、令和8年3月末を予定しております。

続きまして、4ページをお開きください。

今般、NHKから、放送法第86条第1項の規定に基づき、「ラジオ第2」放送を行う特定地上基幹放送局の廃止に係る認可申請があり、以下のとおり審査した結果、認可することが適当であると考えているところでございます。

審査の結果のところを御覧ください。

申請書に基づきまして審査を行ったところ、まず、現在のラジオ3波をAM・FMの2波に再編することについては、将来的な世帯数の減少等により受信料収入の減少が予想される中、限られた経営資源を合理的なコストで質の高いコンテンツ制作に集中させることで、公共放送としての社会的使命を果たしつつ、NHKにおける業務の合理化・効率化の取組が進められると認められるところです。

また、現在、「ラジオ第2」で放送している番組は、原則として再編されるAM・FMにおいて、引き続き放送するなどの編成上の工夫を行うとともに、廃止に関する公表については、放送法第110条の2第1項及び放送法施行規則第86条の2第1項の規定に基づいて、番組やホームページ等を通じて行うこと

ととしており、聴取者保護に係る対応も適切に行うことを予定していると認められるところです。

以上のとおり、総務省としては、「ラジオ第2」放送を行う特定地上基幹放送局の廃止を認可することが適當であると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○根本放送技術課長 続きまして、諮問第29号につきまして、放送技術課長の根本から御説明をいたします。御手元の説明資料を御覧ください。

件名といたしましては、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案と基幹放送普及計画の一部を変更する告示案ということになってございます。いずれも日本放送協会のラジオ放送の再編に伴う規定の整備でございます。

諮問の概要、3番目に御覧いただけますように、NHKのラジオ第2が終了することを踏まえまして、その第2に当たります「教育放送」、これの関連規定である、これら両計画の変更を行うものです。

具体的には2番目の変更の概要を御覧ください。まず、基幹放送用周波数使用計画につきましては、基幹放送局に使用させることのできる周波数等という項目がございまして、こちらから教育放送に関する規定を削除する変更を行います。

また、基幹放送普及計画につきましては、基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針、それから、国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送系の数の目標という項目がございまして、それぞれ教育放送に関する規定を削除するというものでございます。

施行期日につきましては、まず、基幹放送用周波数使用計画の変更については、新たなラジオ放送に再編される令和8年4月1日付けを予定してございます。

また、基幹放送普及計画の変更につきましては、ラジオ第2放送の本放送が

終了する令和8年3月30日付けということを予定してございます。

めくっていただきまして、2ページ目には、意見募集の結果がございます。

後ほど御紹介いたしますが、8件の意見を頂戴してございます。

3ページ目を御覧ください。先ほどの説明概要を表にまとめてございます。

中ほどにございますように、基幹放送用周波数使用計画、それから基幹放送普及計画のそれぞれにつきまして、関連規定を削除するという内容でございます。

いずれも施行日は、こちらに記載のとおりでございます。

4ページ目、御覧ください。こちら参考でございますけれども、今述べましたスケジュールをまとめてございます。下の表を御覧いただきますと、放送と制度整備、それから、設備の実態のところを分けて記載してございます。中ほどにございます制度整備が、今回11月のところに電監審と書いてございますけども、まさしく、本日でございます。3月30日のところにオレンジ色の点線がございまして、こちらが本放送の終了の予定日でございます。この日をもちまして、基幹放送普及計画を施行するということを考えてございます。

その本放送が終了いたしましてから、順次停波作業を行いまして、実際には3月31日までに停波作業を終えて、基幹放送用周波数使用計画は、その翌日をもって施行すると。その後に機器を順次撤去するという段取りで想定してございます。

以上が諮問の概略でございますが、次に5ページを御覧いただきますと、意見募集の結果を記してございます。

全て合計いたしまして8件、御意見をいただいておりまして、冒頭の1件のみが反対の御意見でございます。内容といたしましては、教育放送が存在する意義につきまして、御不満を述べるというような内容でございます。ただ、意見欄の下のほうに、なお書きで記載しておりますとおり、協会では、ラジオ第2で放送している教育番組などの番組を、残るラジオ第1またはFMにおいて

引き続き放送するなどの編成上の工夫を行うということにしてございます。これをもちまして修正などには至らないものと考えてございます。

その他の意見もそれぞれ列記してございますが、賛同の御意見と、それから、参考として承る、踏まえるといったような内容になってございます。実際、後ろのほう、17ページ以降に飛んでいただきますと、諮問の内容をつけてございます。

具体的には、18ページ以降に告示の案文がございます。例えば、18ページにつきましては、基幹放送用周波数使用計画のほうでございますけれども、19ページ以降に、どのような部分を削除するのかというのが御覧いただけるかと思います。基本的には、教育放送に関する周波数や空中線電力の記載を一律で削除するという内容でございます。

22ページ以降、こちらは基幹放送普及計画でございますけれども、先ほど述べました教育放送に関する2つの項目につきまして、該当の記載と、それから、表の関係部分を削除するといった内容になってございます。

御説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは御質問、御意見等よろしくお願ひいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。この廃止の認可及び規定の変更いずれも適切なものと考えます。同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 そういう時代なんだろうと思っているのですが、ただ、AM波は入っても、FM波が入りにくい地域というのはまだまだあるのではないかと思っていまして、そのことをきちんとまずNHKには把握をしていただきたいなと思っています。

その上で、教育放送には様々なニーズがあり、聞いている方もいろいろな方がいらっしゃると思いますので、そういう方々が聞けなくなるということがないような、どういう時間帯がいいのかとかも含めて、丁寧に検討していって、番組編成をしていただきたいと思っています。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。何かコメントござりますか。

○根本放送技術課長 それでは、放送技術課のほうから、まず技術的な内容でございますが、今あるAM局が廃止をされて、ほかのAM局あるいはFM局によって代替されるということになります。ただ、置局も変われば、先ほど言われたように周波数や、FMの場合には放送区域も変わるということで、場合によつては電波を受けにくくなるというところは、確かに出てくるかなというところでございます。

ただ、こちらにつきましては、受信の条件が悪くなったといったような場合に、NHKのほうで例えば受信の工夫、アンテナの向きや、その他受信条件を変えることで、従来よりもよく受けられるという可能性があるという、そういったことで、お手伝いをするという用意はあるということですので、幾らかは緩和されるかなと思っております。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 結論といたしまして、このような告示案等の変更というのは賛成でございます。先ほど御指摘ありましたとおり、NHKの受信の工夫というのが大前提となっているのでありましたら、ぜひ利用者、具体的には視聴者からの意見を受け取ることができるような体制、これがないとNHK自身もどこに何をどういうふうにすればいいかということが分からぬかと思ひますので、そういう体制というのが必須ではないかなと思った次第です。

併せまして、やはり経営の合理化、効率化、これらによる質の高いコンテンツの創出、そして社会的使命としての公共放送というのは、やはりこれはバランスをとりながらどちらも目指していかなければならない点は、NHKとしてもぜひ認識を新たにしていただければと思います。

1点、本日の諮問29号の資料の理解についてお教えいただければと思います。5ページの意見に対する考え方、これの最後のパラグラフでございますが、「『ラジオ第2』で放送している教育番組などの番組を『ラジオ第1』又は『FM』において」の部分につきまして、これはラジオ第1というのは、令和8年4月1日段階ではもうなくなっていると理解すると、ここで記載されているラジオ第1とはどういう意味なのかお教えいただければと思います。

以上でございます。

○西村放送政策課企画官 放送政策課の西村です。御質問ありがとうございます。ここで申し上げているラジオ第1というのは、新しい名前の新AMとなり、ラジオ第2の番組内容の一部を移行させるというものですございます。

○西村委員 そうしましたら、このラジオ第1はあくまでも旧名ということで、4月以降の名前がまた今後新たに決められると理解いたしました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 結論として、まず賛成はいたします。既にほかの委員からも、コメントなされているところですけれども、NHKは公共放送としての社会的な使命を求められると思っておりまして、求められている公共、社会的な使命というものは、今回の変更によって変わるものではないという理解であります。

つまり、教育放送というものが今回なくなるとしても、それは原則として再編されるAM・FMにおいて引き続き放送すると、そのような継続を行うというふうに記載されておりますので、引き続き教育についても、社会的使命の一つ

として取り組んでいただけるものという認識であります。その認識を前提として賛成いたしたいと思います。

○ 笹瀬会長 ありがとうございます。コメントございますか、よろしいですか。

では私から 1 点、この内容に関してはこれで同意いたします。賛成いたします。

確認ですが、私も含め世の中の一般的には、NHK 第 1 、第 2 という言葉がポピュラーです。諮問第 29 号の資料の 3 ページを見ると、音声波 R 2 というのがおそらく第 2 だと思いますが、これは教育放送と限定されてますよね。かつこの法律と告示案に関しても、教育放送をなくすという言い方をすると、一般の方から見ると教育放送は全部なくなってしまうような気がしてしまいます。総合波でも教育の放送は流せるわけですが、それは総務省の専門用語のようなものなのでしょうか。つまり NHK 第 2 のラジオ放送と教育放送は一対一対応しているという理解でよろしいですか。

○ 根本放送技術課長 お答え申し上げます。私ども今回変更いたします告示の中で、総合放送と教育放送という項目立てをしておりまして、そのうちこの教育放送の項目の表を削るということで、ここでそのように記載をしております。

○ 笹瀬会長 そうするとその第 2 放送がなくなっても、教育の放送はあるわけで、ラジオとして、そこは残るということで、これは言葉の定義だけのものです。ただ、一般の方から見ると、教育放送が全部なくなってしまって、トド見なさいと、もしくは、今まであった再放送が全部なくなってしまって、ある時間でしか聞けないというような理解をしてしまう場合があります。実際ラジオでもテレビと同じように、そういう聴き逃し番組などを 1 週間ぐらいは追いかけて聞くことができるわけですね。そういうことをうまく周知しないと、特にこのコメントが来ている一人目はそういう感じですが、一般の方に語学などの教育の放送は全部なくなってしまうというような誤解を招くことはよ

くないと思います。3つあるのが2つになりますから、何か削らなければいけないわけで、特に教育番組に関しては、再放送は削るかもしれないけれども、中身として今まであった何とか語というのが全くなくなる可能性があるとすれば、それはしっかりと明記しておかないと困るわけですよね。そういうことはないという理解でよろしいですか。

○西村放送政策課企画官 放送政策課のほうからお答えをいたします。

今御指摘がございましたように、ラジオ第2につきましては、基本的に、教育番組に關係するものはFMに移行されまして、R2のうち教養、福祉に關係するものはAMまたはFMに移行されるということになります。その際、再放送番組などを減らしながら編成上の工夫をして移行させていくということです。聴取者の方によく知っていただく必要がございますので、10月から、周知・広報を行っており、順次、地上波、衛星波、デジタルや新聞広告等を通じて、NHKのほうから周知を行っていくということでございますし、それは丁寧に周知広報をしていただくことが必要だと思っておりますので、総務省からも改めて伝えたいと思います。

○笹瀬会長 私もテレビですら昔はEテレではなく教育テレビと言っていて、教育テレビのほうはFMになっていなかつたような、1チャンネルしかなかつた時代も知っているわけですね。そういうことから見ると、やはり名前を変えるのは結構大きくて、今回なくなってしまいますから、そういう意味ではうまく周知しておかないといけないと思います。特に年配の方でラジオだけしか聞いてない方もいらっしゃるんですよね。ラジオは結構、年配の方も聞いておられますから、そういう面でうまく周知して、インターネットで周知しても見ない人は見ないので、そういった意味では、掲示なりもしくは放送の中でうまくやっていただくといいと思います。

以上です。ほかに質問、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第28号は諮問どおり認可することが適當、また、諮問第29号も諮問のとおり、変更することが適當であるという旨の答申を行います。  
どうもありがとうございました。

それでは以上で、情報流通行政局の議事が終わりましたので、情報流通行政局の職員の方、御退出をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

### 諮問事項（総合通信基盤局）

(3) 無線設備規則等の一部を改正する省令案（43GHz帯鉄道用無線通信システムに係る制度整備）（諮問第30号）

○ 笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

諮問第30号「無線設備規則等の一部を改正する省令案（43GHz帯鉄道用無線通信システムに係る制度整備）」につきまして、五十嵐移動通信課長から御説明をどうぞよろしくお願ひいたします。

○ 五十嵐移動通信課長 移動通信課長をしております五十嵐と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、43GHz帯鉄道用無線通信システムに係る制度整備につきまして御説明申し上げます。

まず資料1ページ目、1ポツ、諮問の概要でございます。鉄道事業では、最近ワンマン運転の導入が検討されておりまして、乗客の乗り降り、出発のときの安全確認のために、駅プラットフォームの複数の地点から監視カメラの映像

を電車内の運転席に伝送するホーム画像伝送システムというものの需要が高まっています。

それから、列車運行の安全確保のためにも、車内の映像ですとか地上・車上設備の検測情報などを地上側と車両側とでやりとりする必要ということが出ておりまして、大容量の無線通信システムの導入が必要となっております。

電車ですので、その車両の移動範囲が線路上に限定される。それから、駅の停車時も、決まった位置に停車するという鉄道の特性を踏まえまして、これらの需要に対応可能なシステムとしまして、直進性が強く、一方で広帯域の周波数が確保できる43GHzから45GHzまでの周波数を使用した無線システムというものが利用され始めております。

このような状況を踏まえまして、情報通信審議会において43GHz帯を使用する鉄道用無線通信システムの導入に必要な技術的条件について、御検討いただきまして、本年7月に一部答申をいただきました。

そのことから今般、このシステムの技術基準を策定することとともに、技術基準適合証明制度の対象とするために、関係規定を整備するというものでございます。

資料2点目の改正概要でございます。今回の制度整備では、無線設備規則の改正と、それから、技術基準適合証明等に関する規則の改正を行いますけれども、このうち無線設備規則の改正につきまして、電波監理審議会への必要的諮問事項となっております。

この資料では太字のところになりますが、43GHz帯プラットフォーム画像伝送システム及び43GHz帯列車無線システムに係る規定を無線設備規則に追加するというところでございます。

3点目の施行期日でございますが、本日御答申いただきましたら、速やかに改正の事務手続を進める予定でございます。

4点目、意見募集の結果でございます。本件に関しましては、行政手続法の規定に基づきまして、意見公募を9月20日から10月20日まで実施しました。そうしたところ、意見の提出が2件ございました。

2ページ目を御覧ください。ホーム画像伝送システムと列車無線システムのイラストをお示ししております。この図の左側のほうがホーム画像伝送システムで、ワンマン運転のときに運転手が安全にドアの開閉ができるように、プラットフォーム上の映像をリアルタイムで運転席へ伝送するものです。

右側の列車無線システムのほうは、車両内の映像ですとか車両の情報などを地上との間で高速伝送するというものです。

3ページ目を御覧ください。43GHz帯の電波がどのように使われているかというものを示しています。鉄道用無線通信システムの隣接帯域の電波天文業務として、現在国内で5つの電波天文局、水沢の観測局、野辺山、小笠原、入来、石垣との受信設備が運用されておりまして、電波法の規定により保護の指定を受けております。

指定された電波天文局に対しましては、運用を阻害するような混信などを与えないように、無線局を運用しなければならないということとされておりまして、今回、その混信の有無を検討しました。小笠原観測局と石垣観測局の近くには鉄道駅がございませんので、検討を省略いたしまして、それ以外の野辺山は野辺山駅と、水沢は水沢駅と、入来は薩摩川内市の川内駅との共用検討を行いました。

この検討の結果、見通しで50キロメートル前後の離隔距離が必要という結果が示されました。実環境では、地形ですとか構築物での遮蔽損などを考慮できること、それから、ミリ波の特性から、アンテナを少しずらす程度の対策をすることで、所要改善量が大きく低下するということが分かりまして、干渉が生じないように事前に運用調整を行うことで、共用が可能という結論が得ら

れております。

また、鉄道用無線通信システム相互間の共用につきましては、使用者が鉄道事業者に限られるということから、事業者間の運用調整が容易であろうということで、共用可能というふうに考えております。

4ページ目は、今御説明したシステムの主な技術的条件をお示ししておりますが、細かい内容となりますので、割愛させていただきます。

5ページ目、6ページ目には意見募集の結果と、それに対する総務省の考え方をお示ししております。1番の御意見は匿名の方からのものでして、御賛同いただいたというものです。

2番は、国立天文台の電波天文周波数委員会からの御意見でございまして、先ほど御説明した電波天文との周波数共用に当たりまして、運用調整が必要とされたということを踏まえて、総務省の訓令において、審査基準の中で運用調整について審査するということが反映されていることに関して、御賛同の意見をいただいたというものでございます。

7ページ目以降は参考条文ですか、質問書、それから省令の改正案、この改正案は先ほどの技術的条件を法令に直したものでございます。この辺りも説明は割愛させていただきます。

御説明は以上となります。御審議のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは御質問、御意見よろしくお願ひいたします。これも順番にお伺いしていきます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○ 大久保代理 大久保です。適切な改正であると思います。同意いたします。

○ 笹瀬会長 ありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○ 長田委員 長田も同意いたします。

○ 笹瀬会長 ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。私も同意いたします。

○笹瀬会長 矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 矢嶋です。御説明ありがとうございます。私も同意いたします。

1点だけ、今回のパブリックコメントの回答としまして、鉄道事業者において、本案に沿った適切な対応を行わることが必要という回答をなさっていらっしゃいますけれども、これは、電波の利用を認めるに当たって、鉄道事業者においてそのような適切な対応を行うことを条件として許諾するということになりますでしょうか。

○五十嵐移動通信課長 今回導入されるシステムにつきましては、個別に設置する際に無線局の免許の手続がございますので、それを通じて、適切な配慮がなされるようにしていきたいと考えております。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。理解いたしました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私も内容には同意いたします。

個人的に質問としてお聞きしたいのですが、これは今実際ワンマンでこのホームページ画像転送システムを使ってる会社は結構あるのでしょうか。

○五十嵐移動通信課長 今回、この技術基準をつくることによって、無線局の検査というものが大幅に省略できることになります。これまでも、実際にこの類似のシステムといいますか、このシステムは、既に個別の免許で導入はされております。局数としては800を超える局数が運用されているということです。この制度の改正によりまして、さらに一層普及が進むものと考えております。

○笹瀬会長 800というと、かなり大きな数だと思いますけれども、多分都心でワンマンはほとんどないですよね。でも、このシステムは非常に便利なので、要するに一人で済みますから、そういう面では、一人でなくても、やっぱり運転手も見たいというのがあるかもしれない、そういうニーズがあった

場合に、この周波数で対応できるのですか。先ほど見たら、このシステムは当然鉄道事業者ごとに導入されて、運用会社ごとにシステムは違うのですよね、周波数は、同じなのでしょうか。

○五十嵐移動通信課長 周波数帯としては同じところを使っていくことになるかと思います。実際使われる場所としましては、鉄道駅における地上ー車上間となりますので、あらかじめ固定された地点間での関係となります。チャネルは最大4チャネルあります、繰り返し利用をすることを想定しております。

○笹瀬会長 少し質問を明確にすると、特に都心では駅にいろんな鉄道会社が乗り入れている場合があります。これに関して、もしワンマンで入ってきた際に、将来的に考えれば例えばある駅で3つ、4つの鉄道事業者が入ってきたり、もしくは場合によっては同じ列車だけでも、いろんな事業者がまざっている場合に関しては、同じシステムで動くのか、それとも各鉄道事業者ごとに違う周波数を割り当てて、自分の電車は違う周波数の信号を受け取るのか。そうすると普通の携帯と同じで、場合によっては、事業者ごとに割当てをしておかなければいけないので、そういうふうなキャリアで、お互い干渉を避けることをしなければいけないと、もしそういうことをするのであれば、一つの駅でもたくさんの中波数チャネルが鉄道事業者ごとに必要となると、これで十分かなというのが疑問だったのですが、そこは問題ないですか。

○五十嵐移動通信課長 ごもっともな御指摘だと思います。ただ、ニーズを実際の鉄道事業者から伺う限りでは、今、割り当てられた周波数を鉄道会社間で共用することで使えるというような感じで聞いておりますので、ひとまずは大丈夫かなと思います。

○笹瀬会長 この列車の無線システムに関しては、かなり帯域が広いですから、これは各鉄道会社ごとに別という理解でよろしいですか。

○五十嵐移動通信課長 同じ帯域にある複数のチャネルを皆さんで使い分けて

いくようになります。全体の周波数幅が 2 GHz 幅近くありますが、 40 MHz 幅のチャネルを使うパターンと、 120 MHz 幅のチャネルを使うパターンとで利用できるような形になりますので、数が必要な場合には、狭いチャネルを用いて共用するような形になるのかなというふうに想像しております。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございました。こういうようなシステムは多分あちこちで使いたいのですよね。

○ 五十嵐移動通信課長 はい。

○ 笹瀬会長 これは鉄道だからかなりやりやすくて、ミリ波で、しかも真っすぐで、でも最近見ると、長いプラットフォームで曲がっているのもいっぱいあるので、1か所のカメラでは見られないですね。そういう場合は複数のカメラをつけて、ある意味では周波数を多少切り替えてやらないと干渉してしまって、見られない可能性もありますよね。

○ 五十嵐移動通信課長 可能性はあるかもしれません。なお、鉄道会社のほうでも、いろいろな工夫をされているようで、車両のほう、ドアの真上などにカメラをつけるパターンなども研究がなされているようです。今後、ワンマン運転が普及していくものと思いますので、そうした場面で電波がお役に立てればと思っております。

○ 笹瀬会長 どうもありがとうございました。ほかに何か御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、諮問第30号は諮問のとおり、改正することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○ 五十嵐移動通信課長 どうもありがとうございました。

## 報告事項（総合通信基盤局）

## (1) 周波数再編アクションプラン（令和7年度版）

○ 笹瀬会長 それでは、以降は報告事項に移ります。

報告事項の1つ目「周波数再編アクションプラン（令和7年度版）」につきまして、小川電波政策課長から御説明どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 小川電波政策課長 電波政策課長の小川でございます。

それでは、報告事項の1点目、周波数再編アクションプラン（令和7年度版）について御説明申し上げます。お手元、報告資料という横長のパワーポイントの資料、それから、意見募集の結果及び意見に対する考え方、これは非常に大部な資料で恐縮でございます。さらに、周波数再編アクションプラン（令和7年度版）の本文を御用意してございます。この報告資料に基づきまして御報告をさせていただければと存じます。

このアクションプランの案につきましては、先般9月の電波監理審議会におきまして、案の御説明をさせていただいたところでございます。資料をめくつていただきて、右肩、スライドの2と書いてあるところでございますけれども、その後、パブリックコメント、意見募集を行いました。9月12日から10月14日までの33日間、意見募集を行いまして、合計131者からの意見の提出があったところでございます。

提出された意見につきましては、資料に記載のとおりでございます。意見募集の結果として、アクションプラン本文の内容を変更するような修正はございませんでしたけれども、概要版、それから本文につきまして、幾つか時点修正をさせていただいております。また、本文については一部更新漏れがございましたので、必要な修正をさせていただいたところでございます。

この後、概要版の説明とともに、修正のあった箇所等も必要に応じて御説明をさせていただきますし、提出された意見の概要につきましても、御紹介をさ

せていただければと思います。

資料のページが飛びまして大変恐縮でございますけれども、6ページを御覧いただければと思います。重点的取組の1つ目でございますけれども、価額競争の実施による5GHzへの割当てに関するものでございます。26GHz帯につきまして、令和7年度内を目途に、価額競争の実施に向けた指針を整備する。その後速やかに既存無線システムと共に用可能性が高い周波数を価額競争により5GHzに割り当てるなどを目指す等としている部分でございます。

この項目につきましては、主に携帯電話事業者各社からの御意見を頂戴しております。その内容については賛同意見が主ということでございました。一方、この周波数帯は26GHz帯FWAが既存の無線システムとして使用されている周波数帯でございます。一部の携帯電話事業者は、この26GHz帯FWAの免許人としての側面もあることから、既存の無線局の移行に関して、実情や意見を十分に勘案して調整を図りながら丁寧に検討を進めていただきたいとの要望もございました。

こうした御意見も踏まえて、総務省としては慎重かつ丁寧に検討を進めてまいりたいとしているところでございます。

続きまして、7ページを御覧いただければと思います。重点的取組の2番目でございますけれども、無線LANの更なる高度化と周波数拡張等に関する取組を記載した部分でございます。

こちらの項目につきましては、AFCシステムの導入を前提としたしまして、6GHz帯無線LANのSPモードによる屋外利用及び6.5GHz帯へのSPモードによる屋外利用を含む周波数帯域の拡張に関する取組を記載しております。

こうした取組につきまして、意見募集におきましては多くの賛同意見を頂戴したところでございます。

一方、放送事業者等からは、既存システムへの十分な配慮と慎重かつ丁寧な検討を求める御意見、また、携帯電話事業者等からは、WRC-23においてIMT特定された周波数帯や、今後の海外における検討状況も踏まえて、無線LANの周波数拡張を検討すべきといった御意見もございました。

今後、既存システムの運用にも配慮しつつ、この周波数帯域について慎重かつ丁寧に検討を進めてまいりたいとしてございます。

続きまして、8ページを御覧いただければと思います。重点的取組の3点目、V2Xの検討推進に関するものでございます。こちらにつきましては、5.9GHz帯のうち、最大30MHz幅をV2X通信向けに割り当てる方向で各種取組を推進するとしているところでございます。こちらの項目につきましては、賛同意見のほか、既存のITS用周波数の特性も考慮して、使い分けを念頭に検討すべきといったような御意見、また、放送用のシステム等既存システムの影響がないように、慎重かつ丁寧に検討すべきと、このような意見を頂戴しているところでございます。

こうした意見も踏まえまして、既存システムの運用に配慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいりたいとしてございます。

続きまして、9ページを御覧いただければと思います。重点的取組の4点目、非地上系ネットワーク（NTN）の高度利用等に関するところでございます。この項目につきましては、高高度プラットフォーム（HAPS）の国内導入に向けた制度整備、700MHz帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの制度整備、Ka帯の非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備に関する取組などを記載しているところでございます。

この項目につきましては、HAPSの制度化に向けた取組に関しまして、賛同の御意見や、既存システムとの共用検討に関する御意見、他の周波数の利用可能性に関する検討などについての御意見がございました。

また、700MHz帯の衛星ダイレクト通信システムやKa帯の非静止衛星システムの導入に関する取組に関しては、主に制度面の御要望といたしまして、開設計画の認定期間中でも新サービスの提供が可能になるようにといった御要望であるとか、あるいは電波利用料の上限額の引下げや減額の御要望もございました。

また、隣接周波数帯の既存無線システムへの影響が出ないように十分協議を行ってほしいといった御要望もあったところでございます。

こうした御意見も踏まえまして、既存システムの運用への配慮等、慎重かつ丁寧に進めてまいりたいとしているところでございます。

それから、1ページ飛ばしまして11ページを御覧いただければと思います。重点的取組の6番目、その他の主な周波数再編、移行等の促進というところでございます。

こちらにつきましては、右上に修正ありと書いてございますけれども、1点目、デジタルMCAの陸上移動通信システムに関する取組の中で、三次元測位システム及び800MHz帯広域小電力無線システムの技術的条件につきまして、本年10月に取りまとめが行われたことから、時点修正を行っているものでございます。

また引き続き、今年度中を目途に制度整備を行うといった点を追記させていただいております。これらが修正箇所となってございます。

そのほか800MHz帯の広域小電力無線システムの技術的条件に関しては、Wi-Fi Hawの800MHz帯への導入に関して、利用者の利便性に配慮した設計となるようといった要望であるとか、あるいは高度MCA無線通信システムの関係では、3GPPバンドプランに沿った携帯電話システムとしての活用を念頭に検討を希望する意見。あるいは既存の800MHz帯の携帯電話システムとの干渉影響の技術的検討が必要といった意見もござい

ました。

さらにMCA無線に関しましては、安定した通信が可能ということで、継続利用を求める意見や、これに類するようなシステムの要望もございました。こういった点も踏まえまして、この周波数帯の検討を慎重に進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、12ページを御覧いただければと思います。重点的取組の最後でございますけれども、次世代移動通信システム（6G）を含むBeyond 5Gの推進に関する部分でございます。

ここにつきましては、Beyond 5G、6Gの推進におきまして、賛同意見のほか、研究開発の推進、支援を行ってほしいといった意見、それから、WRCC-27に向けた周波数確保に向けた検討を進めてほしいといった御意見を頂戴したところでございます。

総務省といたしましても、こういった意見も踏まえながら、この周波数の確保等を慎重に検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

このほか、重点的取組以外でも多く意見が寄せられたものといたしまして、アマチュア無線に関する提出意見もございました。

特に、個人の方を含む多くの方から多種多様な御意見を頂戴しておりますけれども、賛同の御意見をいただく一方、ワイヤレス人材育成の裾野を広げる観点からの取組といたしまして、混信のない環境の維持に配慮して慎重に検討いただきといった御意見もいただいているところでございます。

資料13ページ目につきましてはアクションプラン本文に関する修正内容の一覧を示しております。

1点目は、時点更新ということで、情報通信審議会の答申を受けた事実関係について、更新をさせていただいたものでございます。

2点目のこの表の部分でございますが、進捗状況の更新漏れがございまして、

今回、記載の誤りを修正させていただいております。案において記載の誤りがあったことをおわび申し上げます。

3点目についても制度整備の状況を時点更新させていただきました。

13ページの一番下、帯域の概要の説明につきましては、電波の利用状況調査、評価の結果に関する記載を引っ張ってきまして、記載の内容を充実させたものでございます。

続きまして14ページでございますけれども、一番上と真ん中のこの2点につきましては、制度整備の関係を時点更新させていただいたものでございます。

また一番下のところでございますけれども、こちらにつきましても、帯域の概要についての記載を充実させる観点での修正を行わせていただいております。

御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは質問等よろしくお願ひいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。重点的取組事項それぞれが非常に関心の高いものであるということで、これだけの意見が出てきていると思います。特にオークション方式の導入に当たっては、ある意味これまでのルールといいますか、慣行を大きく変えるものであると思いますし、今後、このような形の運用が長く続いていると思いますが、やはりスタート時点では多少の混乱といいますか、多少の中身に関する照会等、相当あると思いますので、ぜひ丁寧に進めていただければと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。特に総務省側からのコメントは、ありますか。よろしいでしょうか。では、長田委員、よろしくお願ひします。

○長田委員 長田からは特にございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村からも特段ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 11ページについて一つ質問ございます。890MHzから900MHzと、それから928MHzから945MHz帯については、利用意向調査を実施して、令和7年度中を目途に活用方策を決定とあるのですが、実際にこの方策を決定されて、制度整備を行うのは令和8年度中、そして、実際サービスが終了する令和9年も、4月以降については有効に利用を行うように目指していくということでよろしいんでしょうか。

○小川電波政策課長 今、矢嶋委員から御指摘のあったところでございますけれども、現状では、利用意向調査を実施して、それを今取りまとめているという状況でございます。様々な御提案が寄せられたところでございまして、今その中身について精査をさせていただきまして、今後、情報通信審議会の場で有識者の方によるヒアリング等を通じまして、それぞれの提案の中身を把握した上で、よりよい利用形態を御審議いただくということで検討を進めていくこととしております。

いたずらに長い時間をかけて検討するということではありませんが、一方で様々な御提案もあること、それから、隣接で携帯電話等のサービスが行われていることも踏まえて、それぞれ支障のないように検討を進めていきたいと考えてございます。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。

私からは以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私からもこの11ページ、これかなり重要なポイントで、ここはプラチナバンドで一番皆さんが必要したいところの周波数帯ですよね。デジタルMCAと高度MCAがある意味でかなり短い時間でともに廃止になると、本当は廃止じゃなくて、これはオペレーターがもう

できないと言っているだけなので、もしほかのところがやりたいといった場合は、こういうMCAは生き残るのですか、それとも廃止は廃止なのですか。

○小川電波政策課長 今回の利用意向調査においては、高度MCAとして利用を希望するもの、また、ここは3GPPバンドで標準化されている周波数帯でございますので、高度MCA以外で3GPPに即した上り下りの周波数のペアで使用したいというような形態の提案、また、それ以外の利用の形態の提案ということで、大きく3類型に分けて、意見、意向を募集させていただいたということでございます。

その結果、その3つのいずれについても提案があったという状況でございまして、その3つの類型で、提案された全てについてヒアリングをさせていただいた上で、総合的な観点でよりよい形で有効に利用できるようなシステム、使い方の在り方を検討してまいりたいというふうに思っております。

○笹瀬会長 はい、分かりました。多分この周波数帯は、皆さん欲しい周波数帯で、かつ、よりよい使い方というのが業者によっては全然違うので、そういう意味では非常に難しいと思います。私からの希望は、総務省の立場もある程度はっきりしたほうがいいかなという気もしないでもないですね。やはりその皆さん欲しい周波数帯で、システムが全く違うと何をもっていいかという定義、非常に難しいですよね。私たちだって周波数を有効利用評価部会から見れば、あれは携帯とかそういうものですけど、明らかに違う目的になると評価しようがないという面も残ってしまうので、そういう意味ではよりよいシステムを入れるときに、パブリックコメントも入るんでしょうか。

○小川電波政策課長 まずは審議会の場を活用して、議論を進めるということにしておりますけれども、その方向性を決定するに当たっての取りまとめの文書、答申のような形で、おまとめいただくことになるかと思いますが、それについてはパブリックコメントをかけた上で、進めていくことになろうか

と思っております。

○ 笹瀬会長 ゼひ情報通信審議会の担当の方に、公正公平な目で大局的にものを見て、いい設備を入れるように、ぜひ広く議論していただくことを希望いたします。よろしくお願ひいたします。

最後に確認ですけれども、案に対して明らかにおかしいとか、そういう意見はなかったという理解でよろしいですね。

○ 小川電波政策課長 はい、そのとおりでございます。

○ 笹瀬会長 そういうのがあると結構ややこしくなってしまうので、分かりました、ありがとうございます。

ほかに質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項に関しては、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(2) 令和7年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

(3) 有効利用評価部会の活動状況

○ 笹瀬会長 それでは続きまして報告事項最後の3つ目ですね、「有効利用評価部会の活動状況」につきまして、西村部会長から御説明どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 西村委員 はい、承知いたしました。部会長の西村でございます。それでは、報告資料に基づきまして部会の活動状況を御報告申し上げます。

10月期の電波監理審議会以降、部会につきましては2回開催いたしました。

資料の上段にございます11月19日に開催いたしました第51回会合、また、資料下段にございます11月20日に開催いたしました第52回会合は、いずれも、免許人に対するヒアリングでございました。

第51回会合ではKDDI／沖縄セルラー電話、UQコミュニケーションズ。そして、第52回会合では楽天モバイル、ソフトバンク、Wireless City Planning、NTTドコモ、これらに対しましてそれぞれヒアリングを行っております。ヒアリングは対面方式、かつ非公開により実施しております。

今年のヒアリングにおきましては、主に今後の評価の在り方の検討に資するため、衛星ダイレクト通信などのNTN、非地上系ネットワークでございますけれども、これらのサービス、それからSub6帯やミリ波帯等の整備に関して、各社の検討状況、取組状況についてヒアリングを行いました。今回のヒアリング結果を踏まえまして、12月の部会で携帯電話等の評価結果案を取りまとめ、1月の審議会に報告を予定しております。

また、1月の部会では、評価方針見直しの検討も予定していることを申し添えいたします。

部会からの報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

各部会には私も参加しました。これは非常に特別委員の方が熱心で、1時間切れ目なく質問して、通信キャリアの方もうまく答えられて、非常に白熱した良いヒアリングでした。有効利用評価はおそらく、3年目か4年目なんですね、非常に精度も上がってきて、しかも今回に関してはNTNのことをかなり聞けたり、それからKDDIの場合は衛星ダイレクト通信とか、これからどう評価していくのかと、そういうことを含めてかなり良い議論ができましたので、こういう場は非常に良いと個人的に思いました。

ということで、西村部会長、どうもありがとうございました。やっぱりこれはリーダーシップの問題なので、皆さん本当に一生懸命やられているのが分かりましたので、これからもぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。ほかに何か質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本報告事項3件全て終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

## 閉 会

○笹瀬会長 それではほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申につきましては、所定の手続を踏んで、事務局から総務大臣宛てに御送付ください。次回の定例会の会議は、12月19日の金曜日の10時から、今度はウェブ開催で行います。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。